

# 名古屋市軽自動車税（種別割）課税免除取扱要綱

令和5年2月1日4財市第49号  
各市税事務所長宛て財政局税務監名通達

## 第1 趣旨

この要綱は、名古屋市市税減免条例（平成20年名古屋市条例第37号。以下「条例」という。）第9条第1項第1号の規定により課税免除とする軽自動車等のうち、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段若しくは第97条の3第1項の規定により指定を受けた車両番号を記載した車両番号標又は名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第62条第1項に規定する標識の交付を受けているものについて、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 課税免除対象車両

課税免除の対象となる車両は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 条例第9条第1項第1号に規定する軽自動車等であること
- 2 上記第1の車両番号標又は標識の交付を受けていること
- 3 販売を目的として取得し、保有していること
- 4 用途が、リース車、レンタカー（バイク）、試乗車、社用車、営業車又は代車等の事業用のものでなく、また、自己で使用する等の販売目的以外の使用がされていないものであること
- 5 取得時における走行距離と賦課期日現在の走行距離の差が100km未満であること
- 6 賦課期日現在において、車両の所有者及び使用者について、古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）第3条の規定による古物営業の許可を受けており、かつ、中古軽自動車等を販売することを業とする者の名義であること

## 第3 課税免除の届出

課税免除対象車両の要件の確認は、課税免除を受けようとする者から、次に掲げる書類を添付した届出（様式）の提出を求め、その内容をもとに行う。

- 1 古物商許可証（法第5条第2項に規定する許可証をいう。）の写し
- 2 古物台帳（法第16条の規定により帳簿等に記載し、又は電磁的方法により記録したもの）の写し
- 3 賦課期日現在の走行距離が分かる走行距離メーターの写真
- 4 その他市長が必要と認める書類

#### 第4 課税免除の届出の提出期間

課税免除の届出は、賦課期日の属する年度の4月1日から同月7日（同日が、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）に定める市の休日に当たるときは、その翌開庁日）までの期間での提出を求めるものとする。

#### 第5 調査

課税免除に係る届出内容その他課税免除に関する事項を確認する必要があると認めるときは、現地調査その他の必要な調査を行うものとする。

#### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。